

## 第3委員会報告資料

福岡市屋台基本条例の公募にかかる  
規定等の施行について

平成27年9月  
経済観光文化局



# 福岡市屋台基本条例の公募にかかる規定等の施行について

## 1 これまでの経緯

福岡市では、屋台の効用を高め、活用するとともに、その前提となる適正な屋台営業を確保することで安全で快適な公共空間及び良好な公衆衛生の確保を図り、屋台が市民や地域住民のほか観光客にも親しまれ、福岡のまちと共生する存在となることを目的に、平成25年7月「福岡市屋台基本条例」を制定した。

この条例には、屋台営業の適正化と屋台の効用の活用の双方の規定が定められているが、まずは適正化が前提であるという基本的な考え方を明確にするため、適正化に係る規定のみを平成25年9月1日に施行し、公募等の効用活用に係る規定の施行時期については、適正化の状況を踏まえ改めて規則で定めるとしていた。

### (1) 適正化に向けた取組み

- 福岡市屋台共生推進本部において、関係局・区が一体となって、適正化を推進
- 条例施行後の主な適正化への取組み
  - ・ 営業者指導の徹底
    - 〔 条例に基づき、ルール違反を繰り返す屋台については、許可の停止や不更新などの厳しい対応 〕
  - ・ 屋台営業ルールの遵守状況の個別公表
  - ・ 本人営業規定の徹底
  - ・ 許可基準を満たしていない屋台の再配置
  - ・ 屋台営業に係る環境整備に関する条例改正
    - 〔 屋台営業者の応分の負担のもと、市が水道、下水道及び電気の設備の整備及び維持管理等を行うことを規定 〕

### (2) 適正化の状況

屋台営業ルールの遵守状況点数結果（全市平均）

区 分	平成25年8月	平成27年3月	増 減
道路・公園関係	71.0点	100点	+29点
食品関係	69.8点	88.5点	+18.7点
合 計	140.8点	188.5点	+47.7点

## 2 条例に定める公募等の取扱い

### 公募手続きの流れ

市長は、市道等又は公園における屋台営業が、まちのにぎわいや人々の交流の場を創出し、観光資源としての効用を発揮することができるかと認めるときは、場所を指定して屋台営業候補者の公募を行うことができる。（第25条）

#### ①公募場所の指定

屋台選定委員会が、公募場所について意見を述べる（第25条）

##### 屋台選定委員会

【審議項目】公募場所、営業候補者選定、期間延長認定等（第25条～第27条）

【構成・人数】（第28条・人数（案））

市議会議員3人、市民3人（地域の代表として自治協、エリマネ等を想定）、学識経験者2人、屋台営業者団体1人（条例に定める団体から1人を予定）

市長は屋台選定委員会の意見を聴き場所を指定して、屋台営業候補者を公募（第25条）

#### ②屋台営業候補者の決定等

屋台選定委員会で応募者の中から屋台営業候補者を選定（第26条、第28条）

市長は屋台選定委員会が選定した者のうちから屋台営業候補者を決定（第26条）

道路・公園管理者に占用等許可を申請し、許可を受けて営業（第27条）

1年に1回、営業状況を報告（第33条） 更新の通算期間の限度は3年（第27条）

#### ③通算期間の延長

営業者が申請し、屋台選定委員会が認定したとき2回に限り延長できる（第27条）  
（延長は1回目2年以内、2回目5年以内の通算10年まで）

### 3 公募の実施概要

(1) 条例及び関係規則（公募等効用活用に係る規定）の施行時期について  
平成27年10月1日

※公募実施時期は、選定委員会の設置や公募場所等の決定後となるため未定。

(2) 公募場所

公募場所については、公募に係る規則施行後、地元の理解を得ながら、その都度、屋台選定委員会に諮る必要があるため、現時点での特定は出来ない。

(3) 規則に定める内容（案）

<主な項目>

該当条例	規則項目	内 容
条例第25条 第3項 「場所の指定にあたっては、屋台選定委員会の意見を聴かなければならない」	1. 公募対象となる場所の指定	次のいずれにも適合する場所であることとする。 (1) 屋台が連なり、福岡の風情ある景観として定着している場所であること。 (2) 市民や観光客をはじめ多くの人が訪れやすい場所であること。 (3) 屋台営業に伴う地域住民等の負担が過重なものとならない場所であること。
条例第25条 第4項 「屋台候補者の公募に関し必要な事項は規則で定める。」	2. 応募者の資格	次のとおりとする。 (1) 応募時において、規則に定める年齢に達していること。 (2) 市町村税の滞納がないこと。 (3) 過去の屋台営業に関し、屋台営業者又は屋台営業従事者として、占用許可の停止、取消し措置処分を受けたことがないこと。 (4) 福岡市暴力団排除条例規定する暴力団員でないこと。 (5) 福岡市暴力団排除条例規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。 (6) その他社会通念上屋台営業候補者としてふさわしい者であること。
	3. 申請書類	(1) 福岡市公募屋台営業にかかる計画 (2) 住民票の写し (3) 市町村税の滞納がないことの証明書 (4) その他市長が必要と認める書類
条例第26条 第1項 「屋台選定委員会は規則に基づき応募した者の内から屋台営業候補者として適当と認める者の選定を行う。」	4. 選定基準	(1) 関係法令の遵守や地域貢献など、安全で快適な公共空間及び良好な公衆衛生の確保を図る具体的な取組みが示されていること。 (2) 観光資源として福岡市を広報することができる屋台を目指し、従来の福岡らしい屋台文化を守りながらも、新たな魅力を創出する新鮮な創意工夫が見られること。 (3) 市民や観光客に親しまれ、まちににぎわいや人々の交流の場を創出し、まちの魅力を高めようとする姿勢が感じられること。
	5. 選定方法	書類審査及び面接を行い、委員会において協議をして選定の上市長に報告する